

夜須公民館使用料金一覧表

室名		定員	基本使用料(円)				冷暖房使用料
			8時半～12時	12時～17時	17時～22時	8時半～22時	
マリンホール	平日	610	7,700	12,100	16,500	36,300	1時間につき4,400円
	土・日・祝日		9,240	14,520	19,800	43,560	
	ホール控室1(21.6㎡)						
	ホール控室2(21.6㎡)						
1階	練習室(37.44㎡)	20	550	660	660	1,870	基本使用料の50%
2階	大研修室(138.24㎡)	100	2,200	2,750	2,750	7,700	
	第1和室(20畳)	25	660	880	880	2,420	
	第2和室(20畳)	25	660	880	880	2,420	
	小研修室(35.04㎡)	20	550	660	660	1,870	
	調理実習室(46.08㎡)	30	1,100	1,650	1,650	4,400	

(マリンホール・各部屋)

- ・午前から午後へ、午後から夜間へと引き続き利用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額の合計額とする。
- ・香南市の住民以外の者及び団体が利用する場合の使用料は、当該利用区分に係る基本使用料の30%の額を加算する。

(マリンホール)

- ・マリンホールの利用は、控室1、2を含む。(舞台のみの利用は除く)
- ・利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、下表に掲げる率により算出した額を基本使用料に加算する。この場合、入場料に段階を設けている場合は、それらの入場料の最高額をもって、この表を適用する。

入場料又はこれに類するものを徴収する額	加算率
●501円以上1,000円以下	50%加算
●1,001円以上2,000円以下	100%加算
●2,001円以上3,000円以下	120%加算
●3,001円以上	150%加算

- ・マリンホールの利用者が入場料又はこれに類するものを徴収しないで、営利の目的に使用する場合の使用料は、基本使用料にその50%の額を加算する。
- ・営利を目的として利用する者がマリンホールの利用許可申請に当たり、前号の規定の適用を免れる目的で、入場料その他これに類するものを徴収することとして申請したと認められるときは、教育委員会の決定により使用料の額を決定する。
- ・マリンホールの舞台部分のみ利用するときは、当該利用区分に係る基本使用料の30%を徴収する。
- ・マリンホールの利用者が利用許可時間を超過又は繰り上げて利用するときは、1時間につき当該利用区分に係る基本使用料にその30%の額を加算する。
- ・マリンホールの冷暖房使用料の算定において、利用時間が30分以上を超えて利用した場合は1時間とみなし、100円未満の端数が生じた場合は、100円単位に切り上げる。